

# 第5回 栃木市・西方町合併協議会

## 会 議 録

平成23年6月27日（月）午後2時00分

栃木市栃木保健福祉センター

栃木市・西方町合併協議会

会 議 録

会 議 の 名 称		第 5 回 栃 木 市 ・ 西 方 町 合 併 協 議 会	
開 催 日 時		平成 2 3 年 6 月 2 7 日 ( 月 ) 1 4 時 0 0 分 開 会 ・ 1 5 時 2 9 分 閉 会	
開 催 場 所		栃 木 市 栃 木 保 健 福 祉 セ ン タ ー	
議 長 氏 名		鈴 木 俊 美	
出 席 者 及 び 欠 席 者 氏 名		別 紙 1 の と お り	
事 務 局 氏 名		別 紙 1 の と お り	
会 議 事 項	1 議 題	2 会 議 結 果	
	別 紙 2 「 会 議 事 項 」 の と お り	協 議 事 項 な し	
会 議 の 経 過 ( 議 事 の 要 旨 )		別 紙 3 の と お り	
会 議 資 料	第 5 回 栃 木 市 ・ 西 方 町 合 併 協 議 会 第 5 回 栃 木 市 ・ 西 方 町 合 併 協 議 会 第 5 回 栃 木 市 ・ 西 方 町 合 併 協 議 会	会 議 資 料 会 議 資 料 ( 別 冊 1 ) 会 議 資 料 ( 別 冊 2 )	
そ の 他 の 事 項			
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		記 名 押 印	
平成 2 3 年 7 月 2 1 日		委員 <u>          横 倉 利 夫          </u> ⑩  委員 <u>          金 山 ヒ デ 子          </u> ⑩	

別紙1 出席者及び事務局

出席者（委員）

会 長	鈴木	俊美	副会長	古澤	悦夫
委 員	山本	元久	委 員	樋口	誠一
委 員	大川	秀子	委 員	関口	孫一郎
委 員	高岩	義祐	委 員	長	芳孝
委 員	横倉	利夫	委 員	和賀井	政雄
委 員	坂本	功	委 員	鮎田	榮一
委 員	岩下	邦夫	委 員	臼井	浪之助
委 員	大橋	重	委 員	柴田	保男
委 員	田中	博	委 員	金山	ヒデ子
委 員	飯沼	邦利	委 員	中野	林藏
委 員	荒川	律	委 員	増田	泰子

出席者（監査委員）

監査委員	板倉	安秀	監査委員	石川	等
------	----	----	------	----	---

欠席者（委員）

委 員	菅沼	初代	委 員	中村	祐司
-----	----	----	-----	----	----

特記事項

規約第10条第4項に基づく栃木県総合政策部市町村課職員は欠席

出席者（幹事）

幹 事 赤羽根 正夫（栃木市総合政策部長）

幹 事 尾上 光男（栃木市総務部長）

幹 事 田谷 安久（西方町企画課長）

幹 事 安生 一夫（西方町住民課長）

出席者（事務局）

小保方 昭洋（事務局長）

江面 健太郎（総務チームリーダー）

鈴木 健司（事務事業一元化チームリーダー）

中村 康広（例規整備チームリーダー）

山田 安弘（総務計画班）

上岡 誠志（事務調整班）

## 別紙2 会議事項

### 1 開 会

### 2 会長・副会長挨拶

### 3 議 事

#### (1) 報告事項

- 報告第11号 合併協定項目の具体的な調整結果について（会議資料別冊1）
- 報告第12号 合併協定項目以外の主な調整方針について（会議資料別冊2）
- 報告第13号 合併後の組織機構について
- 報告第14号 合併に伴う例規整備の進捗状況について
- 報告第15号 合併に伴う平成23年度一般会計補正予算編成方針について

#### (2) 審議事項

- 議案第 8号 平成22年度栃木市・西方町合併協議会歳入歳出決算について
- 議案第 9号 平成23年度栃木市・西方町合併協議会補正予算（第1号）について
- 議案第10号 栃木市・西方町合併協議会の廃止について

### 4 今後の予定について

### 5 その他

### 6 閉 会

別紙 3

(会議の経過)

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
◎小保方事務局長	<p><b>1 開会</b></p> <p>定刻となりましたので、ただ今から第5回栃木市・西方町合併協議会を開会いたします。私は本日の司会進行を務めさせていただきます、合併協議会事務局の小保方でございます。よろしくお願いいたします。本日の会議は、お手元の会議次第に沿って進めさせていただきますので、ご協力を賜りますよう、お願いいたします。</p> <p><b>2 会長・副会長挨拶</b></p> <p>それでは、次第の「2 会長・副会長挨拶」に入ります。</p> <p>本日が、最後の合併協議会となる予定でありますので、会長、副会長それぞれからご挨拶をさせていただきます。</p> <p>はじめに、会長であります鈴木栃木市長からご挨拶を申し上げます。</p>
◎鈴木会長	<p>委員の皆様におかれましては、ご多用のところをご参集をいただきまして、大変ありがとうございます。また、監査委員のお二方につきましては、わざわざのお越しいただき、大変お世話になります。よろしくお願いいたします。</p> <p>さて、今、司会の方からございました通り、いよいよ本日をもって、栃木市・西方町合併協議会は最終回となる予定でございます。もちろん、これからも何かあれば、いつでも開催をしていかなければなりません、とりあえず今日をもって最終となる予定でございます。今日まで、委員の皆様には大変お骨折りやらご心配やらをおかけしつつ、ここまで来ているわけですが、他方では、もう既に合併後の新しい栃木市となるその後の運営について、西方町の町長さんをはじめとする皆さんと既にもう協議を始めている項目もたくさんございます。例えば地域自治区のこととかですね。そうしたことについては既にもう協議を始めさせていただいて、着々と合併後の新体制をどうするかということについても、打合わせなどをさせていただいております。おかげさまで、順調にそういう意味では、両市町において信頼関係を持って、着々と準備も滞りなく進みつつあることをご報告をしておきたいというふうに思います。</p>

	<p>そのような思いを込めて、今日、合併協議会何卒よろしくご審議、そして、また、皆様の様々なご意見等をお聞かせいただければと考えておりますので、よろしくお願い申しを上げ、冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくどうぞお願いいたします。</p>
<p>◎小保方事務局長</p>	<p>ありがとうございました。      続きまして、副会長であります古澤西方町長からご挨拶を申し上げます。</p>
<p>◎古澤副会長</p>	<p>ただ今、会長さんからもお話がありましたように、本日で最後の合併協議会ということでございますので、私からも一言挨拶を述べさせていただきます。</p> <p>栃木市・西方町合併協議会委員の皆様におかれましては、平成21年の1月栃木地区合併協議会委員に就任をして以来、ずっとこの栃木地区の合併の推移を見守りながら、合併協議会の委員としての役割を果たしてこられたことと存じます。本当におかげさまで、西方町につきましては、色々ありましたが、皆様の温かいご支援、ご協力のおかげで今日を迎えることができました。残すところ合併の日10月1日まで3ヶ月ということになりましたが、皆様のご期待に応えられるように、より良い合併を目指して、これからも努力して参りたいというように思っております。</p> <p>委員の皆様にご心から感謝を申し上げまして、挨拶といたします。本当にありがとうございました。本日も、よろしくお願いいたします。</p>
<p>◎小保方事務局長</p>	<p>ありがとうございました。      続きまして、3の「議事」に移りたいと存じますが、その前に、いくつかご報告をさせていただきたいと存じます。</p> <p>はじめに、新委員の紹介でございますが、前回は空席となっておりました栃木市副市長に山本副市長が選任され、新たに委員として出席をいただいております。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
<p>◎山本委員</p>	<p>山本です。よろしくどうぞお願いします。</p>

<p>◎小保方事務局長</p>	<p>続きまして、本日の出席委員のご報告でございますが、22名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。なお、菅沼委員、中村委員、オブザーバーの植木次長につきましては、所用により欠席とのご連絡をいただいております。また、本日は監査報告がございますので、板倉監査委員、石川監査委員にご出席をいただいております。よろしく願いいたします。</p> <p>次に、会議録署名委員のご報告でございますが、本日の署名委員は、西方町の横倉委員と栃木市の金山委員にお願いをいたします。</p> <p>最後に、委員の皆様にお願いがございます。会議の中でご発言いただく際には、職員がマイクをお持ちいたしますので、マイクを通してのご発言をお願いするとともに、最初に市町名とお名前をおっしゃっていただいておりますからご発言願いたいと思っております。</p> <p>それでは、3の「議事」に入ります。会議の議長につきましては、規約第10条第2項の規定によりまして、会長が当たることとされておりますので、鈴木会長、よろしく願いいたします。</p>
<p>◎鈴木会長</p>	<p><b>3 議事</b></p> <p>はい。それでは、早速、議事に入らせていただきます。</p> <p>その前に、先程ご挨拶をさせていただきました山本副市長につきましては、ちなみに西方町在住でございます。そちらでちょっと今声が聞こえましたので。その通り、西方在住でございます。失礼いたしました。</p>
<p>◎鈴木事務事業一元化チームリーダー</p>	<p><b>(1) 報告事項</b></p> <p><b>報告第11号 合併協定項目の具体的な調整結果について（会議資料別冊1）</b></p> <p>では、「報告第11号 合併協定項目の具体的な調整結果について」であります。まず、事務局から説明を願います。</p> <p>事務調整班の鈴木と申します。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、「報告第11号 合併協定項目の具体的な調整結果について」をご説明申し上げます。</p> <p>第5回会議資料別冊1をご用意願います。事務事業の調整結果につきましては、調整方針が、合併時に再編又は調整する、</p>



あるいは、合併後、平成24年3月までに再編する、といった事務事業につきましての調整結果を報告するものでございます。調整結果につきましては、関係する分科会、専門部会におきまして検討した結果でございます。協議会で確認済であります調整の方針については、省略させていただき具体的な調整結果について報告とさせていただきます。

それでは、資料の1ページをご覧ください。「合併協定項目10 一般職の職員の身分の取扱い」でございます。職員定数、職名、勤務時間、給料及び諸手当等に関することにつきましては、資料の通りでございます。なお、職員定数の「⑧消防職員」につきましては、栃木地区広域行政事務組合の消防職員を栃木市の消防職員として引き継ぐことによるものです。消防職員の身分の取扱いは、後ほどご説明させていただきます。

続きまして、6ページをご覧ください。「合併協定項目19 慣行の取扱い」でございます。表彰制度につきましては、今後、栃木市で制定を予定しております栃木市表彰条例及び関係法令と西方町の制度を再検討する。また、制定予定であります栃木市表彰条例（案）には、西方町に対してなされた功労等を栃木市に対してなされた功労等とみなす経過措置を加えるものでございます。名誉市民の推挙については、選考委員会を設置することで検討しているところでございます。名誉市民条例の制定については、名誉市民の制式について市花や市木を意匠化したデザインを検討しているため、これらの決定をもって制定するというものでございます。

続きまして、「合併協定項目20 国民健康保険事業の取扱い」でございます。国民健康保険税の税率につきましては、平成24年度分から統一するものでございます。栃木市国民健康保険運営協議会への諮問及び答申を踏まえまして、平成23年12月議会におきまして条例改正を行うことで事務を進めている状況でございます。

次に、7ページをご覧ください。「合併協定項目21 介護保険事業の取扱い」でございます。現在、第4期介護保険事業計画が平成23年度末までの計画でありますので、合併時は現行のとおりとし、平成23年度末までに第5期計画を策定し、併せて統一を図るものでございます。また、保険料につきましても、同様に事務を進めております。

次に、8ページをご覧ください。「合併協定項目25-1 国

内・国際交流事業」でございます。都市交流推進、友好姉妹都市、国際交流事業に関することにつきましては、すべて栃木市の例により統合するというものでございます。

次に、「合併協定項目 25-9 保健衛生事業」でございます。まず、予防接種についてであります。接種期間、接種方法、医師報酬等につきましては、現行の栃木市のとおりでございます。委託医療機関につきましては、栃木市医師会と契約するものでございます。また、西方地域の医療機関及び市外の接種件数の多い医療機関につきましては、個別契約をするものでございます。個別検診委託料、自己負担額及び扶助費、ワクチンに関する事項につきましては、平成 24 年 3 月までに医療機関等と調整するものでございます。次に、各種検診についてありますが、個別検診の委託医療機関につきましては、栃木市医師会及び歯科医師会と契約するものでございます。また、西方地域の医療機関及び市外の受診件数が多い医療機関につきましては、個別契約をするものでございます。各検診委託料、自己負担額につきましては、平成 24 年 3 月までに医療機関等と調整するものでございます。

次に、9 ページをご覧ください。「合併協定項目 25-23 上下水道事業」でございます。下水道受益者負担金等の納期につきましては、栃木市及び西方町におきまして平成 23 年度から納期を統一するものでございます。

次に、10 ページをご覧ください。「合併協定項目 25-24 市町立学校の通学区域、学校名」でございます。現行の「西方町立」の部分「栃木市」に統一し、「西方町立」以下の名称は現行のとおり新市に引き継ぐという調整結果でございます。個別の名称につきましては、ご覧の通りとなります。

次に、12 ページをご覧ください。「合併協定項目 25-27 社会教育事業」でございます。旧市町の独自性を尊重するため、当面の間は旧市町単位で実施するものであります。実行委員会は旧市町ごとに置き、記念品については、新成人一人当たり 800 円とする。記念写真については、写真業者と個人で対応することとなります。

次に、「合併協定項目 25-30 社会福祉協議会」でございます。社会福祉協議会につきましては、栃木市社会福祉協議会と西方町社会福祉協議会によります合併の契約調印を 3 月 15 日に行ったというものでございます。その後、栃木県に認可申

請手続きを行い、10月1日に合併するものでございます。

続きまして、13ページをご覧ください。「合併協定項目11特別職の身分の取扱い」でございます。ほとんどの特別職につきましては、現行の栃木市のとおりとするという調整結果でございます。主な特別職について、ご説明をいたします

下段の「栃木市教育員会」。こちらにつきましては、「現行の栃木市のとおりとする。ただし、西方町からの選出委員を1人追加し、定数を6人とする。」

次に、15ページをご覧ください。中段、「栃木市職員安全衛生管理委員会」。こちらにつきましては、「現行の栃木市のとおりとする。ただし、西方総合支所の課長職1人及び職員団体の推薦者1人を追加し定数を19人とする。また、消防本部には、別の安全衛生管理委員会を設置し、定数を12人とする。」

続きまして、17ページをご覧ください。中段の「西方町協働のまちづくり推進協議会」。こちらにつきましては、「西方町の委員は、合併の前日をもって失職する。」という調整結果でございます。

次に、22ページをご覧ください。22ページ中段にあります、「栃木市予防接種委員会」につきましては、「現行の栃木市のとおりとする。ただし、合併時に西方町の委員を選出し委嘱する。」という調整結果でございます。

次に、下段の「栃木市立学校給食共同調理場等運営協議会」につきましては、「現行の栃木市のとおりとする。ただし、西方町からの選出委員を2人追加し、定数を27人以内とする。」という調整結果でございます。

次に、31ページをご覧ください。31ページの上段「栃木市地域自治区、大平町、藤岡町、都賀町の地域協議会」でございます。こちらにつきましては、「現行の栃木市のとおりとする。ただし、西方町に地域協議会を設置する。」というものでございます。定数は15人以内、任期2年、最初に選任される委員の任期は、任期の日から平成25年3月31日までという調整結果でございます。

次に、41ページをご覧ください。41ページの「栃木市学校医」、「栃木市学校歯科医」、「栃木市学校薬剤師」の調整結果をご覧ください。「平成23年度は現行のとおりとし、平成24年度から栃木市のとおりとする。」という調整結果でございます。

続きまして、43ページをご覧ください。下段の「栃木市体育指導委員」。こちらにつきましては、「現行の栃木市のとおりとする。ただし、西方町からの委員10人を追加し、定数を68人以内とする。また、最初の任期については、平成24年3月31日までとする。」という調整結果でございます。

続きまして、44ページをご覧ください。2段目の「栃木地域自治区、大平町、藤岡町、都賀町の区長」につきましては、「現行のとおりとする。ただし、西方町に区長を設置する。」任期は2年、最初に選任される区長の任期は、選任の日から平成24年3月31日までとするという調整結果でございます。

45ページから48ページにつきましては、「特別職の選任に関する事」、「特別職等の期末手当及び退職手当に関する事」、「特別職・非常勤特別職の報酬・費用弁償に関する事」、「非常勤特別職の勤務条件に関する事」、「非常勤職員の公務災害補償に関する事」などについての調整結果でございます。

続きまして、49ページをご覧ください。49ページ「合併協定項目17 補助金、交付金の取扱い」でございます。「老人保健福祉施設整備費補助金」、「社会福祉施設運営費補助金」につきましては、「合併時に栃木市の制度に統一する。」という調整結果でございます。

続きまして、50ページをご覧ください。「幼稚園就園奨励費補助金」につきましては、「栃木市の例により合併時に統合する。国庫非該当世帯特別補助金については、10月1日現在栃木市に住所を有する世帯6,000円補助する。」というものでございます。

次の「幼稚園第三子以降支援事業費補助金」につきましては、「栃木市の例により、合併時に統一する。10月以降の保育料を全額免除とする。」という調整結果でございます。

続きまして、51ページをご覧ください。「合併協定項目24 諮問機関の取扱い」でございます。主な特別職につきまして、ご説明いたします。

1番の「西方町協働のまちづくり推進会議」でございますが、「合併後設置予定の地域協議会が同様の役割を担うため、合併の前日をもって廃止する」ものでございます。

続きまして、54ページをご覧ください。16番「栃木市防災会議」でございます。「現行の栃木市のとおりとする。西方地域から選出委員2人（総合支所から1名、消防団副団長）を追

加するが、定数に変更なし。」という調整結果でございます。

続きまして、59ページをご覧ください。42番「栃木市学童保育運営委員会」。こちらにつきましては、「現行の栃木市のおりとする。ただし、地域の学校の職員及び利用保護者の代表が参加できるよう1人ずつ加え各5人以内とする。」という調整結果でございます。

続きまして、63ページをご覧ください。63ページの58番「栃木市都市計画審議会」でございます。こちらは、「現行の栃木市のおりとする。ただし、委員の構成については、各地域の均衡を図るため、西方地域からの選出委員を（市議会議員1人、市民1人）を2人追加し、定数を18人以内とする。」という調整結果でございます。

続きまして、69ページをご覧ください。ここからは、栃木地区広域行政事務組合関係となります。栃木市と西方町の合併に伴いまして、栃木地区広域行政事務組合の消防に関する事務、液化石油ガス設備届の受理に関する事務及びし尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務が栃木市の事務となることからの調整結果でございます。

「合併協定項目14 一部事務組合等の取扱いについて」でございます。先程、一般職の職員の身分の取扱いについてご説明をいたしました。当該組合の消防職員につきましては、一般職の身分の取扱いの例によります。「栃木市の消防職員としてその身分を引き継ぐものとする。」というものでございます。消防職員の身分の取扱いに関する調整結果につきましては、職員定数は、消防本部150人とし、職名、消防職階級、勤務時間、給料及び諸手当につきましては、調整結果の資料の掲載の通りでございます。

続きまして、74ページをご覧ください。「合併協定項目25-3 広報広聴関係事業」でございます。「栃木地区広域行政事務組合の消防に関する事務、液化石油ガス設備工事届の受理に関する事務、し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務に係るホームページにつきましては、栃木市の例により合併時に統合する。」という調整結果でございます。

以上で、合併協定項目に関する事務調整の結果となりますのでご報告いたします。よろしくお願いいたします。

◎鈴木会長

はい。以上が報告第11号についての事務局からの説明でござ

<p>◎鈴木事務事業一元化チームリーダー</p>	<p>ございます。では、ただ今の説明あるいは別冊1の資料等につきまして何かございましたら、お願いをいたします。</p> <p>《発言する人なし》</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい。では、ご質問等ないようでございますので。</p> <p>先程の報告の中で、「栃木市立学校給食共同調理場等運営協議会」のページ数を言うのを忘れておりました、27ページの下段であります。誠に申し訳ありません。27ページの「栃木市立学校給食共同調理場等運営協議会」。こちらにつきましては、「栃木市の現行のとおりとする。ただし、西方町からの選出委員を2人追加し、定数を27人以内とする。」という調整結果でございます。</p> <p>誠に申し訳ありませんでした。</p>
<p>◎鈴木会長</p>	<p>はい。では、以上を踏まえまして、報告事項でございますので、これにつきましては、このようなことをご承知おきをいただければと思います。</p> <p><b>報告第12号 合併協定項目以外の主な調整方針について（会議資料別冊2）</b></p> <p>では、続きまして、報告第12号に移ります。「合併協定項目以外の主な調整方針について」であります。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>◎鈴木事務事業一元化チームリーダー</p>	<p>続きまして、ご報告させていただきます。</p> <p>「報告第12号 合併協定項目以外の主な調整方針について」をご説明申し上げます。第5回会議資料別冊2をご覧ください。</p> <p>表紙をお開きください。栃木地区広域事務組合関係の合併協定項目以外の調整方針でございます。主なものについてご説明をいたします。</p> <p>1ページをご覧ください。1番の「職員の採用に関すること」でございます。消防職員の採用につきましては、業務に専門性及び特殊性が高いため、別に定めるものでございます。なお、</p>

採用方法、試験内容につきましては、資料の通りでございます。

続きまして、2ページをご覧ください。2番の「職員の昇任、降任、異動に関する事」でございます。栃木市の制度により対応が可能でありますので、栃木市の例により合併時に統合するものでございます。ただし、消防職員につきましては、別に定めるものでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。「勤務評定に関する事」でございます。消防職員につきましては、合併後に評価項目を検討し、栃木市の制度に合わせ実施するものでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。2番の「建設工事等請負業者の選定に関する事」でございます。格付け等を統一して、合併時に統合する。ただし、平成23年、24年度の入札参加資格業者については、栃木市の登録業者として引き継ぐものとするというものでございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

「し尿処理施設の維持管理運営に関する事」でございます。栃木地区広域行政事務組合のし尿処理施設（衛生センター）の維持管理運営に関する事務は、現行のとおり栃木市に引き継ぐものでございます。

続きまして、9ページをご覧ください。Cランクの調整結果でございます。

1番の「情報公開制度に関する事」につきましては、栃木市情報公開条例の実施機関に消防長を加え、栃木市情報公開条例施行規則にならい、消防本部規則で定めるものでございます。

次に、14ページをご覧ください。「消防機関（消防本部）の設置等に関する事」でございます。消防組織法第10条の規定により、条例事項とされているため条例で定めるものでございます。位置は、現在の消防本部とし、名称は栃木市消防本部とするというものでございます。

最後に、30ページ、31ページをご覧ください。西方町における施設名称一覧でございます。合併後には、ご覧の名称となりますので、後程ご確認をいただければと思います。

以上で、栃木地区広域行政事務組合関係についてのご報告を終わります。よろしくお願いいたします。

◎鈴木会長

はい。以上、報告第12号についての説明でございます。

それでは、このことにつきまして何かございましたら、願

<p>◎ 小保方事務局長</p>	<p>いをいたします。</p> <p>《発言する人なし》</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい。では、ご質問等ないようでございますので、報告第12号につきましても、この通りの内容でご了承をいただきます。</p> <p><b>報告第13号 合併後の組織機構について</b></p> <p>では、続きまして、「報告第13号 合併後の組織機構について」であります。事務局から説明を願います。</p> <p>はい。それでは、第5回会議資料にお戻りいただきまして、第5回会議資料の3ページをご覧くださいと思います。</p> <p>「報告第13号 合併後の組織機構について 合併後の組織機構について、別紙のとおり報告する。」というものであります。</p> <p>資料の4ページをご覧ください。組織機構につきましては、第2回合併協議会においてご確認をいただきました「合併協定項目13 事務組織及び機構の取扱い」の調整方針に基づきまして調整して参りました結果、ご覧いただいておりますような組織機構でスタートさせていただくこととなりました。</p> <p>ここで、簡単に調整方針を振り返りますと、新市の行政組織・機構は、既存の庁舎の活用を前提に、総合支所方式を採用するものとし、総合支所は現地解決型の地域振興を図ることができる体制を確保するとともに、市民サービスに急激な変化をきたすことのないように配慮するものとし、栃木市の例により部制を執るものとしております。</p> <p>こうした調整方針を踏まえまして、従来の栃木市の組織機構に、新たに西方総合支所を設けましたほか、教育委員会に西方教育支所を加え、さらに合併に伴って消防に関する事務が栃木市の事務となりますので、消防本部を加えたものでございます。</p> <p>5ページをご覧ください。現在の西方町役場と合併後の総合支所の比較となっております。現在の西方町役場は、19課34係で構成されておりますが、合併後の総合支所におきましては、地域自治区など地域のまちづくりを推進いたします地域まちづくり課をはじめ、生活環境課、健康福祉課、産業建設課、西方教育支所に従来の組織を整理統合いたしまして、5課16担当</p>
------------------	--



	<p>19チームの構成となります。</p> <p>なお、総合支所方式を採用するにあたり、人事などのスタッフ部門、議会などの行政委員会、その他一元化、効率化が図られる業務を本庁に集約いたしますが、現地解決型の地域振興を図るため部長級の支所次長を配置いたしますほか、窓口業務などの行政サービス機能は、引き続き総合支所に残して参ります。</p> <p>6ページをご覧ください。栃木地区広域行政事務組合の消防本部及び消防署と合併後の栃木市消防本部及び消防署の比較となっております。</p> <p>栃木地区広域行政事務組合から栃木市の消防本部に変更となる以外、大きな変更点はございませんが、合併後は、消防本部総務課人事係を整理しております。</p> <p>以上でご説明を終わりますが、組織機構に関しましては、変化の著しい現代社会において、多種多様な行政課題に迅速に対応していくための組織であることが常に求められて参ります。また、合併の目的の1つでもございます、行政の効率化を進め総合的な行政サービスの維持向上を図っていく上でも、より効率的な組織のあり方を追い求めていくことが必要となります。従いまして、合併後におきましても、新たな行政課題を見定めつつ、市民の皆様視点にも配慮しながら、引き続きまして理想的な組織を目指して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
◎鈴木会長	<p>はい。以上が「報告第13号 合併後の組織機構について」の説明であります。皆様の方から何かありましたら、お願をいたします。</p> <p>なお、これにつきましては、今、小保方の方からの説明にもありました通り、栃木市側においても、まだこの組織機構については引き続き、見直しを図りつつあるところがございますので、今後とも、合併後は西方支所の組織についても併せて引き続き検討は重ねていく必要があるというふうに認識をしております。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
◎大川委員	<p>よろしいでしょうか。栃木の大川と申します。</p> <p>組織機構の中で、西方総合支所の中に税務課というものがな</p>

<p>◎鈴木会長</p>	<p>いのですけれども、次の合併後の組織の中にその税務を担当するところが、地域まちづくり課というところに入るようになっておりますけれども、これは他と違う点、またこうした理由というのがございましたらば、お願いをしたいと思います。</p>
<p>◎総務部会 高橋一典 氏 ( 栃木市総務課長)</p>	<p>はい。では、今の点について、事務局の方でお願いをいたします。</p>
<p>◎大川委員</p>	<p>栃木市総務課長の高橋でございます。 他の総合支所と西方総合支所の組織上の違いというご質問でよろしいでしょうか。</p>
<p>◎総務部会 高橋一典 氏 ( 栃木市総務課長)</p>	<p>特に税務課に関して。税に関して。</p>
<p>◎鈴木会長</p>	<p>大平、藤岡、都賀総合支所では、税務課というものを置いております。西方総合支所につきましては、業務量等の関係から、少し小さな組織にはなっておりますが、機能面、中身の面では変わらないというふうに考えております。そのような視点でいきますと、例えばですね、産業建設課でございます。他の支所では産業振興課と都市建設課というふうに2課体制でございますが、西方総合支所につきましては、1課体制。ただし、内容的には、機能的には同等と、そんなふうに考えておるところでございます。</p>
<p>◎尾上幹事</p>	<p>はい。具体的な人数配置とかまでは決まっているのですか。</p>
<p>◎鈴木会長</p>	<p>人数配置ですが、それにつきましては、これからですね今日ご承認をいただければ、ご報告をしてご承認いただければ、この後、西方町と栃木とで人事配置については、10月1日に向けての人事配置は、協議をしていくということになります。</p> <p>これについては、西方町さんの方との協議は進んでいるんですか。</p> <p>要するに、大川委員は西方だけこれちょっと他とは違うじゃないのと、大丈夫なのというご質問なわけだから、西方町とこのことについての打合わせ等や相談等は済んでいるんですかということ。</p>

<p>◎古澤副会長</p>	<p>西方の方はですね、この件については、住民サービスが低下しないというようなことですね、例えば税務課でいえば課長がいないだけで、係の内容は変わらないというようなことになっているものですから、一番西方町の規模に合ったふさわしい内容に調整ができていますというようなことで、私としては了承をしております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>◎大川委員</p>	<p>住民サービスに不便を生じなければ結構でございます。</p>
<p>◎鈴木会長</p>	<p>大川委員それから副会長の古澤町長、ありがとうございました。ということで、これで大丈夫だということではありますが。</p>
<p>◎飯沼委員</p>	<p>西方町の飯沼邦利でございます。</p> <p>大方のこの組織図は、検討は付くのですが、私どもには馴染みのない不安もありますので、ちょっと念のためお聞きしておきます。</p> <p>一番最初、地域まちづくり課というのは、広げてみれば総務課と企画課を合わせたようなものと考えていいのでしょうか。</p> <p>それから、市民税、固定資産税、これは税の徴収事業を負うのでしょうか、理財担当というのは、これはいわゆる予算化、予算配分を担当する、そういうことなのでしょうか。</p> <p>それからもう1つ、今言った住民サービスというのはこの中のどれになるのですか。生活環境じゃないかと思うのですが。そんなところちょっとお聞きしておきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>◎鈴木会長</p>	<p>今のご質問は主旨は分かりますか。それについて、事務局から。</p>
<p>◎総務部会 高橋一典氏 (栃木市総務課長)</p>	<p>はい。それでは、お答えを申し上げます。</p> <p>地域まちづくり課、こちらはですね、今後設置予定されております地域協議会の事務局とか地域独自のまちづくりに関する施策を企画推進をしていくというようなところが中心でございます。</p> <p>理財担当につきましては、契約検査、総合支所内の工事の発注とかそういった面と営繕関係を担当ということになります。</p>

<p>◎鈴木会長</p>	<p>それと市民税担当、資産税担当、これは税の賦課と徴収を行う担当になります。</p> <p>また、窓口関係につきましては、生活環境課はもちろんのこと、健康福祉課におきましても福祉や介護保険とかそういった面の住民サービスを担うというものでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>理財というのは、庁舎管理とかいわゆる施設管理の部門と、それから、それ以外の各施設の管理であるとか、それから、契約、入札業務とか、そういうのを担う部署でございます。</p> <p>他にはよろしいでしょうか。</p> <p>《発言する人なし》</p> <p>はい。では、この組織機構につきましては、この程度とさせていただきまして、報告第13号につきましては、今後、このような組織でスタートを切っていく予定だということで、ご報告とさせていただきます。</p> <p><b>報告第14号 合併に伴う例規整備の進捗状況について</b></p> <p>では、次に、「報告第14号 合併に伴う例規整備の進捗状況について」であります。事務局から説明願います。</p>
<p>◎中村例規整備チームリーダー</p>	<p>はい。事務調整班の中村と申します。よろしくお願いたします。</p> <p>第5回会議資料7ページをご覧ください。</p> <p>「報告第14号 合併に伴う例規整備の進捗状況について、別紙のとおり報告する。」ものでございます。</p> <p>資料の8ページをご覧ください。例規整備の方針でございます。</p> <p>栃木市と西方町の合併につきましては、西方町の区域を廃し、その区域を栃木市に編入する編入合併でありますことから、編入される西方町の法人格は消滅し、条例・規則等はすべて失効いたします。そこで、事務事業の調整結果に基づきまして、編入前の西方町で効力を有しておりました条例・規則の内容を、編入する栃木市の条例・規則等に反映させる必要がありますこ</p>

とから、栃木市の条例・規則等の整備作業を行うものであります。

また、栃木市と西方町の合併に伴いまして、広域行政事務組合の消防及びし尿処理に関する事務が栃木市の事務になることに伴いまして、関係例規の整備作業を行うものであります。

合併に伴う条例の制定・一部改正につきましては、栃木市議会6月及び9月定例会に上程するものであります。

続きまして、例規数の状況でございます。中段の表をご覧ください。こちらは6月10日現在の状況を例規の種別ごとに集計したものでございます。栃木市と西方町の合併に伴いまして、新制定・一部改正が必要な条例・規則等が404本ございます。内訳といたしまして、新制定が73本、一部改正が331本でございます。新制定につきましては、下段の新制定内訳表をご覧ください。こちらは、新制定の条例・規則等を西方町関連、広域行政関連、その他に分けて集計したものでございます。

まず、西方町関連でございますが、西方町の施設であります認定西方なかよしこども園や道の駅にしかたなどの設置に関する条例などがございます。

次に、広域行政関連でございますが、広域行政事務組合の施設であります衛生センターや消防本部及び消防署などの設置に関する条例等がございます。

最後に、その他でございますが、事務調整の結果に基づき新制定いたします栃木市教育委員の委員の定数を定める条例などがございます。

一部改正につきましては、栃木市の条例・規則等の規定に関する経過措置を加えるものが主な改正内容でございます。

以上が、例規整備の進捗状況についての報告となります。よろしく願いいたします。

◎鈴木会長

はい。以上が「報告第14号 例規整備の進捗状況について」であります。そのことにつきまして皆様から何かございましたら、お願いをいたします。

《発言する人なし》

よろしいでしょうか。

ちなみに、広域行政で消防とし尿処理は、合併後は栃木市だ

<p>◎小保方事務局長</p>	<p>けで運営することになりますので。つまり、広域を含む自治体は、合併後は栃木市と岩舟町だけになります。そのうち、岩舟町が広域を一緒にやっているのはゴミ行政だけなのですね。消防は岩舟町さんは佐野、し尿等も佐野ということですので、西方町との合併後は、岩舟さんとの違いはゴミだけということになりますので、ゴミを残して、他の広域行政事務は、全て栃木市に統一と、こういうことになるわけであります。</p> <p>では、よろしいでしょうか。</p> <p><b>報告第15号 合併に伴う平成23年度一般会計補正予算編成方針について</b></p> <p>はい。では、続きまして、「報告第15号 合併に伴う平成23年度一般会計補正予算の編成方針について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>はい。それでは、資料の9ページをご覧いただきたいと思えます。</p> <p>「報告第15号 合併に伴う平成23年度一般会計補正予算編成方針について、別紙のとおり報告する。」というものでございます。</p> <p>資料の10ページをご覧下さい。</p> <p>以前、ご報告いたしました。今回は年度半ばに編入合併を行うということで、西方町の予算については、変則的な手続きが必要となって参ります。この場合、新設合併と異なりまして、予算の取扱いについて明確な規定がないことから、あらかじめ予算の取扱いについて、栃木市と西方町で基本方針を定め確認をしているものでございます。</p> <p>具体的には、現在、西方町の平成23年度予算は9月30日までの上半期分の予算を計上しておりますので、10月以降の下半期分の予算をどのように栃木市に計上していくか、また、併せまして合併に伴い栃木市の事務となります広域行政事務組合のし尿と消防の事務にかかる予算をどのように取扱うかについてを基本方針としてまとめたものとなっております。</p> <p>個別にご説明いたしますと、1では、前回の合併協議会においてご報告いたしました、平成23年度予算の取扱いに基づき補正予算も編成することを確認しております。</p> <p>次に、2では、合併前の9月議会において、aからdの予算を</p>
-----------------	--

栃木市議会に提案するとしておりました、aでは、西方町の10月1日以降の経常的・義務的事業費、bでは、9月に補正予算を行うことにより年度内の完了が見込まれる平成23年度の西方町予算に計上されている政策的事業費、cでは、9月30日までに契約したが支払いまで至らなかった経費、dでは、歳出と同額の歳入としております。

次に、3では、旧西方町を区域といたします、栃木市議会議員増員選挙実施後の栃木市議会に上記bに計上されなかった政策的事業及び同額の歳入を計上するというものであります。

次に、4では、栃木地区広域行政事務組合のし尿と消防に関する事務について、一部栃木市の当初予算に下半期分を計上しておりますが、それ以外の下半期分の経費などについて9月議会に計上していくというものでございます。

次に、5では、特別会計においても原則この基本方針を基に補正予算を編成していくというものであります。

以上、合併に伴う補正予算の基本方針についてのご説明とさせていただきますが、今後、基本方針に沿った補正予算の準備を進めて参りますので、ご承知おきくださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

◎鈴木会長

はい。以上が報告第15号の説明でございます。では、ただ今のことにつきまして何かありましたら、お願いをいたします。

政策的な予算等大事なことについては、西方町選出の議員さんが誕生してから、その議員さんも含めた審議をいただくという指針でございます。

では、これはよろしいでしょうか。

《発言する人なし》

はい。それでは、以上で報告第15号の報告を終わります。

## (2) 審議事項

議案第8号 平成22年度栃木市・西方町合併協議会歳入歳出決算について

では、次に、(2)の「審議事項」に入ります。ここからは、審議事項でございますので、皆様にご承認いただくかどうかの

<p>◎江面総務チームリーダー</p>	<p>議決が必要となります。</p> <p>まず、「議案第8号 平成22年度栃木市・西方町合併協議会歳入歳出決算について」、まず、事務局からの説明を願います。</p> <p>総務計画班の江面と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、11ページをご覧ください。</p> <p>「議案第8号 平成22年度栃木市・西方町合併協議会歳入歳出決算について、別紙決算書のとおり、その監査報告を添えて認定に付する。」というものでございます。</p> <p>一度、ページ飛びまして、38ページをご覧ください。</p> <p>はじめに、平成22年度栃木市・西方町合併協議会事業報告書からご説明をさせていただきます。事業報告書につきましては、平成22年度の合併協議会事業計画の事業項目に沿って作成しております。</p> <p>1としまして、合併協議会の開催でございます。事業計画におきましては、3回の開催を予定しておりましたが、4回の開催となりました。</p> <p>2としまして、合併協定項目その他合併に必要な事項についての調整でございます。合併協議会の協議事項につきましては、法律に定めがあるものや特に住民生活に関わりが深いものを55の合併協定項目に位置付け、その調整内容のすべてを合併協議会で協議・確認するものとするAランクとして取り扱い、関係項目を含め144項目を確認いたしました。Aランク以外の項目のうち、内容に差異はあるが、住民に直接的な影響は少ない事務事業につきましては、正副会長会・幹事会の合同会議で協議・確認するBランクとして取り扱い、322の事務事業の調整内容を確認いたしました。Aランク以外の項目のうち、住民に直接的な影響が少なく、内容に差異のない事務事業につきましては、専門部会で協議し、正副会長会・幹事会の合同会議に報告するCランクとして取り扱い、1,273の事務事業の調整内容を確認いたしました。正副会長会・幹事会の合同会議につきましては、7回の開催となりました。</p> <p>39ページになりますが、3としまして、合併市町村基本計画の作成でございます。</p> <p>合併市町村基本計画につきましては、第1回合併協議会で新市まちづくり計画案を確認し、県と事前協議に入りました。第</p>
---------------------	---



2回合併協議会で事前協議を済ませた計画案を確認し、県に正式協議の依頼をいたしました。10月29日付けで知事から異議のない旨の回答があり、第3回合併協議会で最終確認をいたしました。

次に、4としまして、事務事業等の一元化でございます。合併に伴う例規の策定につきましては、合併協議会で確認された事務事業一元化の調整内容と例規で規定する内容を一致させることが必要となりますことから、西方町の編入合併に伴う合併例規整備業務委託によりまして、分科会の例規一元化作業の支援を行いました。分科会におきましては、事務事業一元化の調整内容に基づき、1,268件の例規原案作成調書を作成いたしました。

合併に伴うネットワークシステムの統合につきましては、システムトラブルに起因する市民サービスの低下や行政事務の停滞を招くことのないよう、確実にシステム統合を完了することが求められておりますことから、ネットワークシステム統合整備業務委託によりまして、電算分科会の電算システム統合作業の支援を行いました。電算分科会におきましては、システム統合に伴う諸々の課題を整理し、ネットワークシステムの仕様書及び設計図書の作成をいたしました。

次に、5としまして、合併情報の提供でございます。合併協議会のホームページにつきましては、8月15日から公開いたしました。合併協議会は、すべて公開で開催いたしました。会議録及び会議資料につきましても、すべてホームページに掲載いたしました。

40ページをお開きください。

1月31日の総務大臣告示を受けまして、10月1日の合併を周知するため、合併啓発用品を作成いたしました。

次に、6としまして、その他でございます。

11月10日に合併協定調印式を挙行いたしました。その後、11月16日に西方町議会、19日に栃木市議会において廃置分合関連議案の議決をいただき、12月9日、県に廃置分合を申請いたしました。12月14日の県議会の議決を経まして、翌15日知事が廃置分合を決定し、総務省へ届出を行いました。1月31日に総務大臣告示がなされ、10月1日の合併が法律上確定いたしました。

ページ戻っていただきまして、13ページをご覧ください。

平成22年度栃木市・西方町合併協議会歳入歳出決算でございます。

14ページ、15ページをお開きください。平成22年度歳入歳出決算総括表でございます。

歳入歳出予算現額1,796万2,000円に対しまして、決算額の歳入は、1,796万8,253円、歳出は、1,059万8,997円となりまして、歳入歳出差引残額は、736万9,256円でございます。歳入歳出差引残額から翌年度へ繰り越すべき財源0円を差し引いた実質収支額とこの実質収支額から平成21年度実質収支額の0円を差し引いた単年度収支額は、ともに736万9,256円でございます。

18ページ、19ページをご覧ください。歳入歳出決算書の歳入でございます。

1款1項負担金につきましては、予算現額1,296万1,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに1,296万1,000円、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較ともに0円でございます。2款1項諸収入につきましては、予算現額1,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに7,253円、不納欠損額、収入未済額ともに0円、予算現額と収入済額との比較は、6,253円でございます。3款1項県補助金につきましては、予算現額500万円に対しまして、調定額、収入済額ともに500万円、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較ともに0円でございます。歳入合計につきましては、予算現額1,796万2,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに1,796万8,253円、不納欠損額、収入未済額ともに0円、予算現額と収入済額との比較は、6,253円でございます。

20ページ、21ページをお開きください。歳出でございます。

1款運営費につきましては、予算現額258万9,000円に対しまして、支出済額204万6,747円、翌年度繰越額0円、不用額、予算現額と支出済額との比較ともに54万2,253円でございます。2款事業費につきましては、予算現額1,027万3,000円に対しまして、支出済額855万2,250円、翌年度繰越額0円、不用額、予算現額と支出済額との比較ともに172万750円でございます。3款予備費につきましては、予算現額510万円に対して、支出済額、翌年度

繰越額ともに0円、不用額、予算現額と支出済額との比較ともに510万円でございます。歳出合計につきましては、予算現額1,796万2,000円に対しまして、支出済額1,059万8,997円、翌年度繰越額0円、不用額、予算現額と支出済額との比較ともに736万3,003円でございます。歳入歳出差引残額は、736万9,256円となりまして、この金額につきましては、平成23年度へ繰り越しをいたすものでございます。

少しページ飛びまして、28ページ、29ページをご覧ください。

歳入歳出決算事項別明細書歳入でございます。

1款1項1目1節市町負担金につきましては、収入済額1,296万1,000円でございます。内訳でございますが、均等割25%人口割75%の負担割合に基づきまして、栃木市が1,088万7,900円、西方町が207万3,100円となっております。2款1項1目1節諸収入につきましては、収入済額7,253円でございます。内訳でございますが、臨時職員雇用保険料5,621円、臨時職員労働保険料768円、普通預金利子864円となっております。3款1項1目1節県補助金につきましては、収入済額500万円でございます。内容でございますが、県におきまして、栃木県市町村合併支援補助金に係る補正予算が3月に成立しましたことから、合併協議会の予算を補正いたしまして、栃木県市町村合併支援補助金の申請を行い、500万円の交付がございました。

32ページ、33ページをご覧ください。歳出でございます。

1款運営費1項1目会議費でございますが、支出済額39万7,090円、不用額8万7,910円でございます。1節報酬につきましては、第1回から第4回の合併協議会に出席されました委員の報酬36万6,000円、11節需用費につきましては、会議用消耗品1万8,562円、会議用飲物1万2,528円でございます。2項1目事務費でございますが、支出済額164万9,657円、不用額45万4,343円でございます。4節共済費につきましては、臨時職員1名分の事業主負担社会保険料14万5,669円、7節賃金につきましては、臨時職員1名分賃金93万7,390円、11節需用費につきましては、事務用消耗品35万3,620円、12節役務費につきましては、通信運搬費4万2,930円、14節使用料及

	<p>び賃借料につきましては、コピー機借り上げ料17万48円でございます。2款事業費1項1目事業推進費でございますが、支出済額855万2,250円、不用額172万750円でございます。11節需要費につきましては、新市まちづくり計画印刷製本費125万7,900円、13節委託料につきましては、合併例規整備業務委託料183万7,500円、ネットワークシステム統合整備業務委託料514万5,000円、合併啓発用品作成業務委託料31万1,850円でございます。</p> <p>34ページ、35ページをお開きください。</p> <p>最後に3款1項1目予備費でございますが、予備費の充用はございませんでしたので、510万円が不用額となっております。</p> <p>以上で、事務局からの説明とさせていただきます。</p>
◎鈴木会長	<p>はい。以上、事務局からの説明でございます。では、ただ今の結果につきまして、監査委員さんの方から監査をいただいております。監査結果のご報告を板倉監査委員の方からお願いをいたします。</p>
◎板倉監査委員	<p>はい。監査委員をさせていただきます、板倉でございます。報告をさせていただきます。</p> <p>平成22年度栃木市・西方町合併協議会決算監査報告書。平成23年6月6日、栃木市庁舎4階会議室において、石川委員と私板倉で、平成22年度栃木市・西方町合併協議会歳入歳出決算書及び証拠書類の内容について監査いたしました。いずれも適正に処理されておりましたので報告します。平成23年6月27日。栃木市・西方町合併協議会会長鈴木俊美様。栃木市・西方町合併協議会監査委員板倉安秀、監査委員石川等。</p> <p>以上、ご報告申し上げます。</p>
◎鈴木会長	<p>はい。大変ありがとうございました。監査委員さんの方からご報告をいただきました。</p> <p>では、以上をふまえて、皆様の方からご意見ご質問等ございましたら、お願いをいたします。</p> <p>《発言する人なし》</p>

<p>◎江面総務チームリーダー</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい。それでは、議案第8号については、質疑を打ち切らせていただきます。</p> <p>これより、皆様より採決をしていただきますが、平成22年度栃木市・西方町合併協議会歳入歳出決算につきましては、原案の通りご承認をいただくことで、異議なしの方法でよろしいでしょうか。はい、では、伺いますが、原案の通りご承認をいただくことで、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>《「異議なし」という声あり》</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>委員の皆様からの異議なしでご承認をいただきました。では、議案第8号につきましては、原案の通りとさせていただきます。</p> <p><b>議案第9号 平成23年度栃木市・西方町合併協議会補正予算(第1号)について</b></p> <p>では、続きまして、「議案第9号 平成23年度栃木市・西方町合併協議会補正予算(第1号)について」、まず、事務局から説明を願います。</p> <p>はい。それでは、41ページをご覧ください。</p> <p>「議案第9号 平成23年度栃木市・西方町合併協議会補正予算第1号について、別紙のとおり提案する。」というものでございます。</p> <p>42ページをお開きください。</p> <p>平成23年度栃木市・西方町合併協議会歳入歳出補正予算第1号案でございます。</p> <p>歳入歳出予算の補正につきましては、平成22年度の繰越金736万9千円を受けまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,580万8千円とするものでございます。</p> <p>補正の主な内容でございます。</p> <p>歳入につきましては、4款1項1目1節繰越金236万9千円の増でございます。前年度繰越金でございます。</p> <p>歳出につきましては、1款2項1目事務費50万円の増でございます。内容につきましては、事務用消耗品の需要費50万円の増でございます。2款1項1目事業推進費186万9千円</p>
---------------------	--

<p>◎鈴木会長</p>	<p>の増でございます。内容につきましては、栃木市西方地域くらしのガイドブック印刷の需要費186万9千円の増でございます。いずれも現状と実績を踏まえて増額するものでございます。以上で、議案第9号の説明とさせていただきます。</p> <p>はい。以上が事務局からの説明でございます。では、皆様の方からご意見ご質問等ございましたら、お願いをいたします。</p> <p>《発言する人なし》</p> <p>よろしいでしょうか。  それでは、質疑を打ち切らせていただきます。  では、お諮りをいたします。  平成23年度栃木市・西方町合併協議会補正予算（第1号）、議案第9号につきましては、原案の通りご承認をいただくことで、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>《「異議なし」という声あり》</p> <p>ありがとうございます。委員の皆様全員の異議なしでご承認をいただきました。</p> <p><b>議案第10号 栃木市・西方町合併協議会の廃止について</b></p> <p>では、最後の議案になります。「議案第10号 栃木市・西方町合併協議会廃止について」の議案でございます。説明を願います。</p>
<p>◎江面総務チームリーダー</p>	<p>はい。43ページをご覧ください。  「議案第10号 栃木市・西方町合併協議会の廃止について、別紙のとおり提案する。」というものでございます。  44ページをお開きください。  栃木市・西方町合併協議会につきましては、両市町の合併に関する協議、合併市町村基本計画の作成及びその他合併に関し必要な事項の一切が完了し、その設置目的を達成することから、両市町議会の合併協議会廃止の議決を経て、9月30日をもって廃止するというものでございます。  廃止に伴う平成23年度決算の取扱いでございますが、合併</p>

<p>◎鈴木会長</p>	<p>協議会の収支は、9月30日をもって打ち切り、会長が決算いたします。決算の認定につきましては、合併協議会において決算の承認を得る機会がございませんので、9月30日の監査委員の決算監査が終了次第、委員の皆様宛に決算書、監査報告書の写し及び事業報告書を送付させていただくことによりまして、合併協議会の承認をいただいたものとさせていただきたいというものでございます。</p> <p>また、決算剰余金、購入した事務用品、保有する文書、ホームページの管理など残務も含めまして、これらすべてを栃木市に引き継ぐというものでございます。</p> <p>46ページは、参照条文の掲載でございます。</p> <p>47ページになりますが、平成23年度歳入歳出決算見込総括表でございます。</p> <p>歳入歳出予算現額1,580万8,000円に対しまして、決算額の歳入は、1,580万8,256円、歳出は、1,277万9,000円を見込みまして、歳入歳出差引残額は、302万9,256円の見込みとしております。詳細につきましては、48ページ、49ページの歳入歳出決算見込事項別明細書をご覧くださいと存じます。</p> <p>以上で、議案第10号の説明とさせていただきます。</p> <p>はい。以上、「議案第10号 栃木市・西方町合併協議会廃止について」の事務局説明でございます。皆様から何かございましたら、お願いをいたします。</p> <p>《発言する人なし》</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>では、よろしいようですので、これにて質疑を打ち切らせていただきまして、議案第10号について採決をさせていただきます。</p> <p>栃木市・西方町合併協議会を廃止することについて、原案の通りご承認をいただくことで、ご異議ございませんか。</p> <p>《「異議なし」という声あり》</p> <p>はい。ありがとうございます。</p>
--------------	---

◎小保方事務  
局長

議案第10号につきましては、委員の皆様全員によりまして、ご承認をいただきました。

以上で、審議事項、報告事項全て議了いたしましたので、これにて報告、審議共に終了させていただきますが、今後の予定等がございますので、これ以降は、司会の方にマイクを返しますようお願いいたします。

#### 4 今後の予定について

はい。それでは、次第に従いまして、「4 今後の予定について」ということで、本日お配りいたしました今後の予定というA4、1枚の資料をご覧いただきたいと思います。

今後の予定といたしまして、合併前後となります9月から10月の主な動きをまとめたものでございます。

まず、9月上旬でございますが、事務手続きや窓口等の変更が予定されております西方町の皆さんを対象といたしまして、そうした情報をまとめました、仮称『栃木市西方地域くらしのガイドブック』を作成いたしまして配付させていただく予定でございます。

次に、9月中旬となりますが、栃木市と西方町の皆さんに、合併のお知らせと新市の概要などを掲載いたしました広報誌を配付いたしまして、合併の周知を図るとともに、新市の一体感を醸成して参りたいと考えております。

次に、9月25日日曜日には、今回の合併で歴史を閉じます西方町の閉町式を西方町総合文化体育館において開催する予定となっております。

次に、合併前日となります9月30日には、広く県民の皆さんに合併をお知らせするため、下野新聞に広告記事を掲載する予定となっております。

また、この日は、西方町役場として最後の業務日となりますことから、庁舎を閉じる閉庁式が行われる予定であります。

次に、10月1日土曜日に新市発足となりますが、最初の業務日となります3日月曜日に西方総合支所におきまして開所式を行う予定となっております。

次に、10月14日金曜日には、新市発足をお祝いするための合併記念式典を栃木市栃木文化会館において開催する予定となっております。

次に、10月30日日曜日は、まだ予定でございますが、西



方町を選挙区といたします栃木市議会議員増員選挙を予定しております。こちらの選挙日程につきましては、合併後の選挙管理委員会において正式に決定されることとなります。

続きまして、A 3 二つ折りとなっております地域自治区の資料をご覧くださいと思います。色刷りの資料でございます。

地域自治区に関しましては、調整方針でご確認いただきました通り、合併と同時に西方町の区域に地域自治区を新たに設けて、地域のまちづくりを進めていくこととなります。

この地域自治区が十分にその機能を発揮するためには、地域住民の皆さんのご理解、ご協力が不可欠となりますので、合併前にこちらの資料を西方町の全戸に配付いたしまして、地域自治区へのご理解を深めていただくというものでございます。

内容を簡単にご説明いたしますと、1 ページには、地域自治区を設置する理由、時期、場所、方法などを記載しております。この中で、西方町固有の内容といたしましては、設置の時期でございまして、設置期間を他の3地域と合わせることにいたしましたので、平成23年10月1日から平成27年3月31日までの3年半となることとございます。

2 ページ、3 ページをご覧くださいと思います。

地域自治区の役割と機能といたしまして、①地域住民の代表で組織されます地域協議会、②総合支所の機能も併せ持つ地域自治区事務所、③市長が選任いたします区長についてその役割と機能の詳細を記載しております。

右下には、地域自治区のイメージ図を掲載しておりますが、地域自治区は、本庁と地域の調整役となります区長の助言などを得ながら、地域協議会、地域自治区事務所が相互に連携して地域のまちづくりを進めていくこととなります。

なお、地域協議会は、市が地域の重要な政策決定を行う場合、諮問・答申を行う機能も有しております、地域のまちづくりの要ともいべき組織となります。

次に、4 ページをご覧くださいと思います。

4 ページは、皆様方が疑問に思うような事柄をQ & A方式で記載をしております。

資料の説明は以上となりますが、先に合併をいたしました3町にも地域自治区は設置されておまして、すでに様々な活動を始めております。西方町におきましても、なるべく早く地域協議会を設置し、区長とともにまちづくりを担っていただきました

いという思いから、合併と同時に地域協議会の委員を公募いたしまして、年内には、地域協議会や区長など地域自治区の体制を整える予定でございます。

西方町の委員の皆様におかれましては、様々な形でご支援、ご協力をいただくことになろうかと思っておりますが、引き続きよろしく願いをいたします。

最後に、本日お配りいたしました、小中学生向け合併啓発チラシをご覧ください。A4、1枚のものでございます。

合併に関しましては、大人の皆さんには新聞報道や啓発活動などを通して、周知を図ることが可能でございますが、小中学生など子どもたちへの啓発はおざなりとなっておりました。そこで、ご覧のように子ども向けの啓発チラシを作成いたしまして、今後、各学校を通して栃木市と西方町のすべての小中学生のお子さん方に配付する予定でありますので、ご報告をさせていただきます。

以上で、今後の予定についての説明を終わります。

ただ今の説明の中で、ご質問等がございますでしょうか。

失礼いたします。もう1つ、資料の方、写真が合併協定調印式の模様を掲載いたしました資料がございますが、こちらは記録資料ということで、参考にお持ち帰りをいただければと思います。

《発言する人なし》

特によろしいでしょうか。

ありがとうございます。

## 5 その他

次に、次第の5に移りたいと思います。

その他でございますが、皆様方からご発言等があれば、お願いをしたいと思います。

《発言する人なし》

よろしいでしょうか。

それでは、特になければ、会議を閉じさせていただきたいと思っております。

## 6 閉会

ただいまの時間は、3時29分でございます。この時間を会議閉会時刻と定めまして、第5回栃木市・西方町合併協議会を閉会いたします。

委員の皆様方には、長い間、合併協議会の運営に格別のご支援、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございました。

お世話になりました。